

7 福薬業発第 5 9 号  
令和 7 年 5 月 2 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 濱 寛

**福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策  
マニュアルの改訂について（通知）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、6 福薬業発第 4 2 6 号にてお知らせいたしました標記マニュアルにつきまして、福岡県高齢者地域包括ケア推進課より改訂した旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

◆「暴力・ハラスメント対策マニュアル」改定内容について

- ・相談窓口の URL を令和 7 年度版に更新
- ・補助金の情報を令和 7 年度版に更新

◆県ホームページについて

- ・「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

- ・補助金、その他取組の詳細について

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

以 上

公益社団法人 福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部  
高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント  
対策マニュアルの改訂について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。

本マニュアルは、在宅医療現場に限らず有用な内容となっておりますので、貴会所属の薬局に下記のとおり広く周知いただきたく、特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

今年度も、研修会をはじめ、リーフレットやマニュアル、補助金の活用等について、引き続き周知の御協力をお願いいたします。

記

1 資料

周知文及び以下のチラシを用いて周知をお願いいたします。

- (1) 「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」概要チラシ・・・別添1

2 「暴力・ハラスメント対策マニュアル」について

(1) 改訂内容

- ・相談窓口のURLを令和7年度版に更新
- ・補助金の情報を令和7年度版に更新

(2) 活用方法

県ホームページにマニュアルの全体版及びコンパクト版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

3 県ホームページについて

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他取組の詳細について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



<担当>

福岡県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療係：尾崎

電話：092-643-3275

e-mail：[zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp)

各薬局の開設者 殿

福岡県保健医療介護部  
高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント  
対策マニュアルの改訂について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。

各薬局におかれましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なケアを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

1 「暴力・ハラスメント対策マニュアル」について

(1) 改訂内容

- ・相談窓口のURLを令和7年度版に更新
- ・補助金の情報を令和7年度版に更新

(2) 活用方法

県ホームページにマニュアルの全体版及びコンパクト版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

2 県ホームページについて

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他取組の詳細について

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



<担当>

福岡県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課  
在宅医療係：尾崎

電話：092-643-3275

e-mail : zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

# 令和7年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

## 事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

## 交付対象

◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

### 在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定※医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定※歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定※薬局）並びに栄養ケア・ステーション  
※今後算定予定の場合も含む

### 訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

## 要件等

- 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

## 補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

| 区分                            | 補助限度額             |
|-------------------------------|-------------------|
| 安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費 | 13千円<br>（1事業所当たり） |

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

## その他留意事項

対象機器の詳細などは、県が作成する「安全対策機器の使用に関するチラシ」やQ&Aをご確認下さい。

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

- (1) 在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275  
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp
- (2) 訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327  
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



## 事務手続きのイメージ



在宅の医療及び介護事業所のための暴力・ハラスメント対策マニュアル新旧対照表

| 改正後（新）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前（旧）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 ～ 2 9 ページ （略）</p> <p>3 0 ページ</p> <p>4. 福岡県の取り組み</p> <p>（1）福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター</p> <p>利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅の医療・介護従事者及び管理者から相談を受ける専用窓口を設置しています。<u>常駐の精神保健福祉士や臨床心理士等が対応するほか、医療職が対応した方が良いと判断される場合は、看護師資格をもつ相談員へつないで対応しています。</u><br/><u>また、</u>法的な助言が必要な場合は、弁護士による専門相談も可能です。</p> <p>◆ 相談日時：月曜日～金曜日（土日祝、12/29～1/3 は除く）9:00～19:00</p> <p>◆ 相談方法：電話 0 1 2 0 - 1 1 1 - 3 0 9</p> <div> メール 左の QR コードもしくは以下 URL から相談できます。<br/><a href="https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/">https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/</a></div> | <p>1 ～ 2 9 ページ （略）</p> <p>3 0 ページ</p> <p>4. 福岡県の取り組み</p> <p>（1）福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター</p> <p>利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅の医療・介護従事者及び管理者から相談を受ける専用窓口を設置しています。<u>警察官 OB などの暴力・ハラスメント対策に詳しい相談員が対応し、</u>法的な助言が必要な場合は、弁護士による専門相談も可能です。</p> <p>◆ 相談日時：月曜日～金曜日（土日祝、12/29～1/3 は除く）9:00～19:00</p> <p>◆ 相談方法：電話 0 1 2 0 - 1 1 1 - 3 0 9</p> <div> メール 左の QR コードもしくは以下 URL から相談できます。<br/><a href="https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/">https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/</a></div> |

# 福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて  
**無料**です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで  
「怖い」「困ったな」と思ったとき、  
まずご相談ください。



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

**☎ 0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



## 相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「ご相談する際の詳細は  
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、**ダイヤル・サービス株式会社**が実施しています。

# 福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて  
**無料**です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで  
「怖い」「困ったな」と思ったとき、  
まずご相談ください。



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

**☎ 0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/>



## 相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

「ご相談する際の詳細は  
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、**株式会社ウィ・キャン**が実施しています。

補助金のご案内

# 令和 7 年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 1 0 日

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

要件等

- （1）福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （2）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

| 区分                            | 補助限度額               |
|-------------------------------|---------------------|
| 安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費 | 13 千円<br>（1 事業所当たり） |

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

対象機器の詳細などは、県が作成する「安全対策機器の使用に関するチラシ」をご確認下さい。

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。



担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課  
（1）在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275  
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp  
（2）訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327  
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

補助金のご案内

# 令和 6 年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和 6 年 8 月 2 6 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーション

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和 6 年 8 月 2 6 日 ～ 令和 6 年 1 0 月 1 8 日

要件等

- （1）福岡県が実施する在宅医療・介護管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （2）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

| 区分                            | 補助限度額               |
|-------------------------------|---------------------|
| 安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費 | 13 千円<br>（1 事業所当たり） |

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等を指す。

例）・外部に SOS を発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費  
・警備会社による訪問時セキュリティサービス初期導入経費

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。



担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課  
（1）在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275  
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp  
（2）訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327  
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



令和7年度  
福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

補助金のご案内

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業  
訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導
- ◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

要件等

- （1）利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- （2）複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- （3）福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- （4）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

- （1）複数名訪問看護

| 1 同行する職種                      | 2 補助基準額     |          | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|-------------------------------|-------------|----------|-------|--------------------------|
| 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | 同一建物内1人又は2人 | 4,500円／回 | 2分の1  | 週1回まで                    |
|                               | 同一建物内3人以上   | 4,000円／回 |       |                          |
| 准看護師                          | 同一建物内1人又は2人 | 3,800円／回 |       |                          |
|                               | 同一建物内3人以上   | 3,400円／回 |       |                          |
| 看護補助者                         | 同一建物内1人又は2人 | 3,000円／回 |       | 週3回まで                    |
|                               | 同一建物内3人以上   | 2,700円／回 |       |                          |

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。



担当課：福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係  
直 通：092-643-3275  
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

令和6年度  
福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

補助金のご案内

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和6年8月26日～令和7年3月31日までに実施する以下の事業  
訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導
- ◆申請受付期間 令和6年8月26日 ～ 令和7年3月24日

要件等

- （1）利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- （2）複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- （3）福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （4）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

- （1）複数名訪問看護

| 1 同行する職種                      | 2 補助基準額     |          | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|-------------------------------|-------------|----------|-------|--------------------------|
| 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | 同一建物内1人又は2人 | 4,500円／回 | 2分の1  | 週1回まで                    |
|                               | 同一建物内3人以上   | 4,000円／回 |       |                          |
| 准看護師                          | 同一建物内1人又は2人 | 3,800円／回 |       |                          |
|                               | 同一建物内3人以上   | 3,400円／回 |       |                          |
| 看護補助者                         | 同一建物内1人又は2人 | 3,000円／回 |       | 週3回まで                    |
|                               | 同一建物内3人以上   | 2,700円／回 |       |                          |

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。



担当課：福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係  
直 通：092-643-3275  
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

（２）複数名精神科訪問看護

| 1 同行する職種      | 2 補助基準額         |                |                |                   | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|-------|--------------------------|
| 看護師、保健師、作業療法士 | 同一建物内<br>1人又は2人 | 1日1回<br>4,500円 | 1日2回<br>9,000円 | 1日3回以上<br>14,500円 | 2分の1  | 原則<br>週3日まで              |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 1日1回<br>4,000円 | 1日2回<br>8,100円 | 1日3回以上<br>13,000円 |       |                          |
| 准看護師          | 同一建物内<br>1人又は2人 | 1日1回<br>3,800円 | 1日2回<br>7,600円 | 1日3回以上<br>12,400円 |       |                          |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 1日1回<br>3,400円 | 1日2回<br>6,800円 | 1日3回以上<br>11,200円 |       |                          |
| 看護補助者、精神保健福祉士 | 同一建物内<br>1人又は2人 | 3,000円／回       |                |                   | 2分の1  | 週1日まで                    |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 2,700円／回       |                |                   |       |                          |

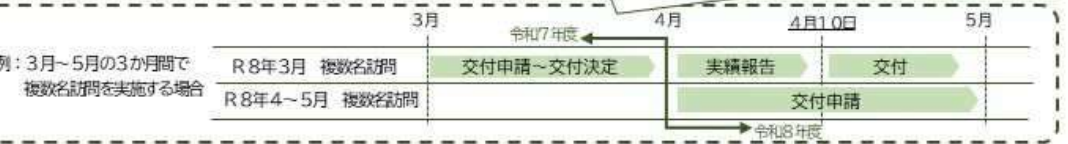
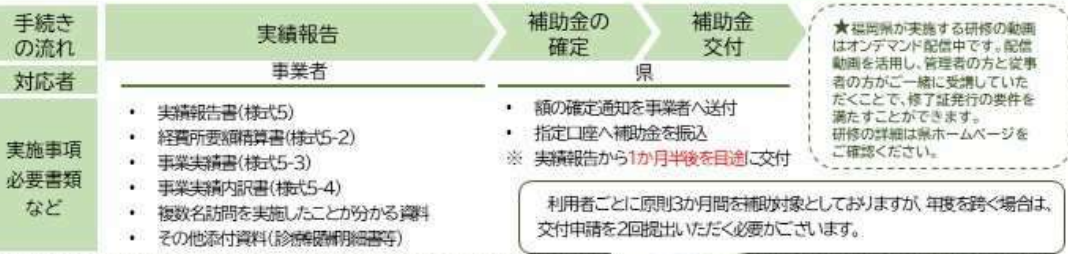
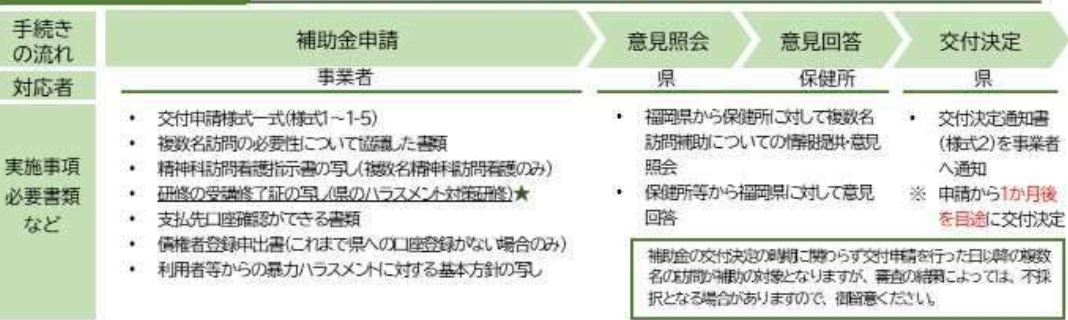
- ※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。  
※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。  
※ 30分/回以上の訪問であること。

（３）複数名訪問歯科衛生指導

| 1 同行する職種           | 2 補助基準額  | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|--------------------|----------|-------|--------------------------|
| 歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師 | 1,500円／回 | 2分の1  | 原則<br>月4回まで              |

- ※ 20分/回以上の訪問であること。  
※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ 詳細は「令和7年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。



（２）複数名精神科訪問看護

| 1 同行する職種      | 2 補助基準額         |                |                |                   | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|-------|--------------------------|
| 看護師、保健師、作業療法士 | 同一建物内<br>1人又は2人 | 1日1回<br>4,500円 | 1日2回<br>9,000円 | 1日3回以上<br>14,500円 | 2分の1  | 原則<br>週3日まで              |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 1日1回<br>4,000円 | 1日2回<br>8,100円 | 1日3回以上<br>13,000円 |       |                          |
| 准看護師          | 同一建物内<br>1人又は2人 | 1日1回<br>3,800円 | 1日2回<br>7,600円 | 1日3回以上<br>12,400円 |       |                          |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 1日1回<br>3,400円 | 1日2回<br>6,800円 | 1日3回以上<br>11,200円 |       |                          |
| 看護補助者、精神保健福祉士 | 同一建物内<br>1人又は2人 | 3,000円／回       |                |                   | 2分の1  | 週1日まで                    |
|               | 同一建物内<br>3人以上   | 2,700円／回       |                |                   |       |                          |

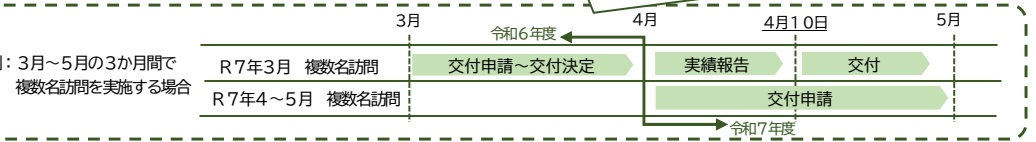
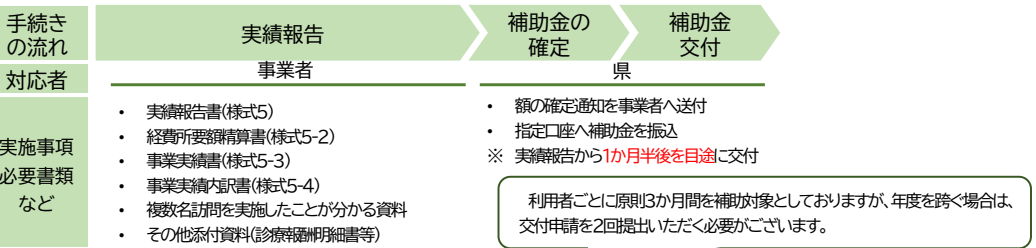
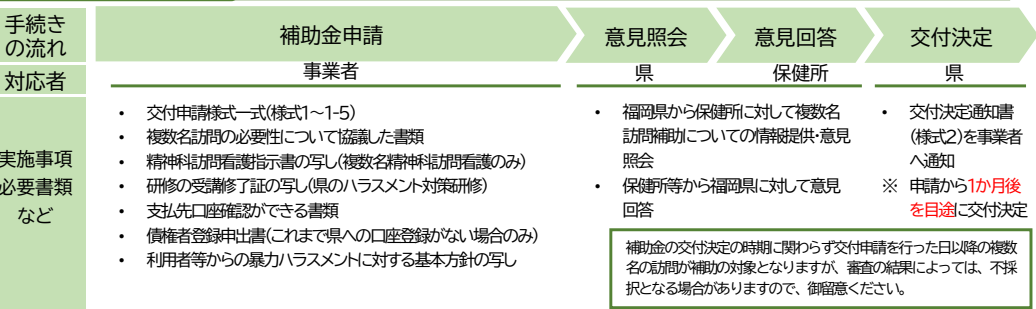
- ※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。  
※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。  
※ 30分/回以上の訪問であること。

（３）複数名訪問歯科衛生指導

| 1 同行する職種           | 2 補助基準額  | 3 補助率 | 4 回数制限<br>※被保険者<br>1人当たり |
|--------------------|----------|-------|--------------------------|
| 歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師 | 1,500円／回 | 2分の1  | 原則<br>月4回まで              |

- ※ 20分/回以上の訪問であること。  
※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ 詳細は「令和6年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。



## 補助金のご案内

令和7年度福岡県訪問介護等  
複数名訪問費用（介護報酬分）補助金

## 事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

## 交付対象

- ◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業  
訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業
- ◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

## 要件等

- （１）利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- （２）複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに對し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- （３）福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- （４）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

## 補助対象経費

| 1 サービスの種類                  | 2 補助基準額    | 3 補助率    |
|----------------------------|------------|----------|
| 訪問看護                       | 30分未満      | 2,540円／回 |
|                            | 30分以上      | 4,020円／回 |
| 訪問看護<br>（看護補助者が同行する場合）     | 30分未満      | 2,010円／回 |
|                            | 30分以上      | 3,170円／回 |
| 介護予防訪問看護                   | 30分未満      | 2,540円／回 |
|                            | 30分以上      | 4,020円／回 |
| 介護予防訪問看護<br>（看護補助者が同行する場合） | 30分未満      | 2,010円／回 |
|                            | 30分以上      | 3,170円／回 |
| 訪問介護<br>（身体介護が中心である場合）     | 20分未満      | 1,630円／回 |
|                            | 20分以上30分未満 | 2,440円／回 |
| 訪問介護<br>（生活援助が中心である場合）     | 30分以上      | 3,870円／回 |
|                            | 45分未満      | 1,790円／回 |
| 訪問介護<br>（生活援助が中心である場合）     | 45分以上      | 2,200円／回 |
|                            | 45分以上      | 2,200円／回 |
| 夜間対応型訪問介護<br>（随時訪問サービス）    | —          | 1,970円／回 |

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

## その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。



担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室  
直通：092-643-3327  
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

## 補助金のご案内

令和6年度福岡県訪問介護等  
複数名訪問費用（介護報酬分）補助金

## 事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

## 交付対象

- ◆令和6年8月26日～令和7年3月31日までに実施する以下の事業  
訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業
- ◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ◆申請受付期間 令和6年8月26日 ～ 令和7年3月24日

## 要件等

- （１）利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- （２）複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに對し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- （３）福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （４）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

## 補助対象経費

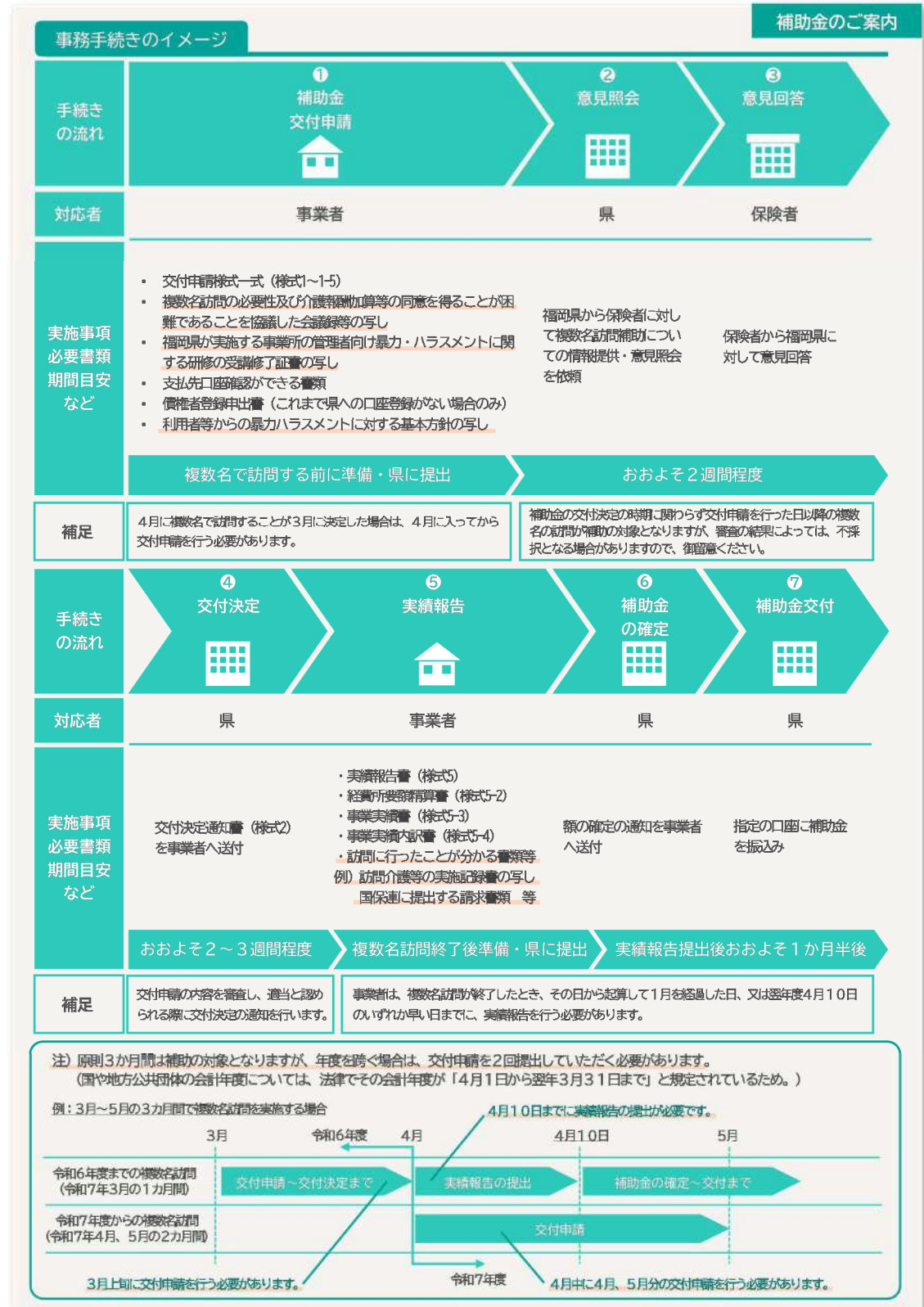
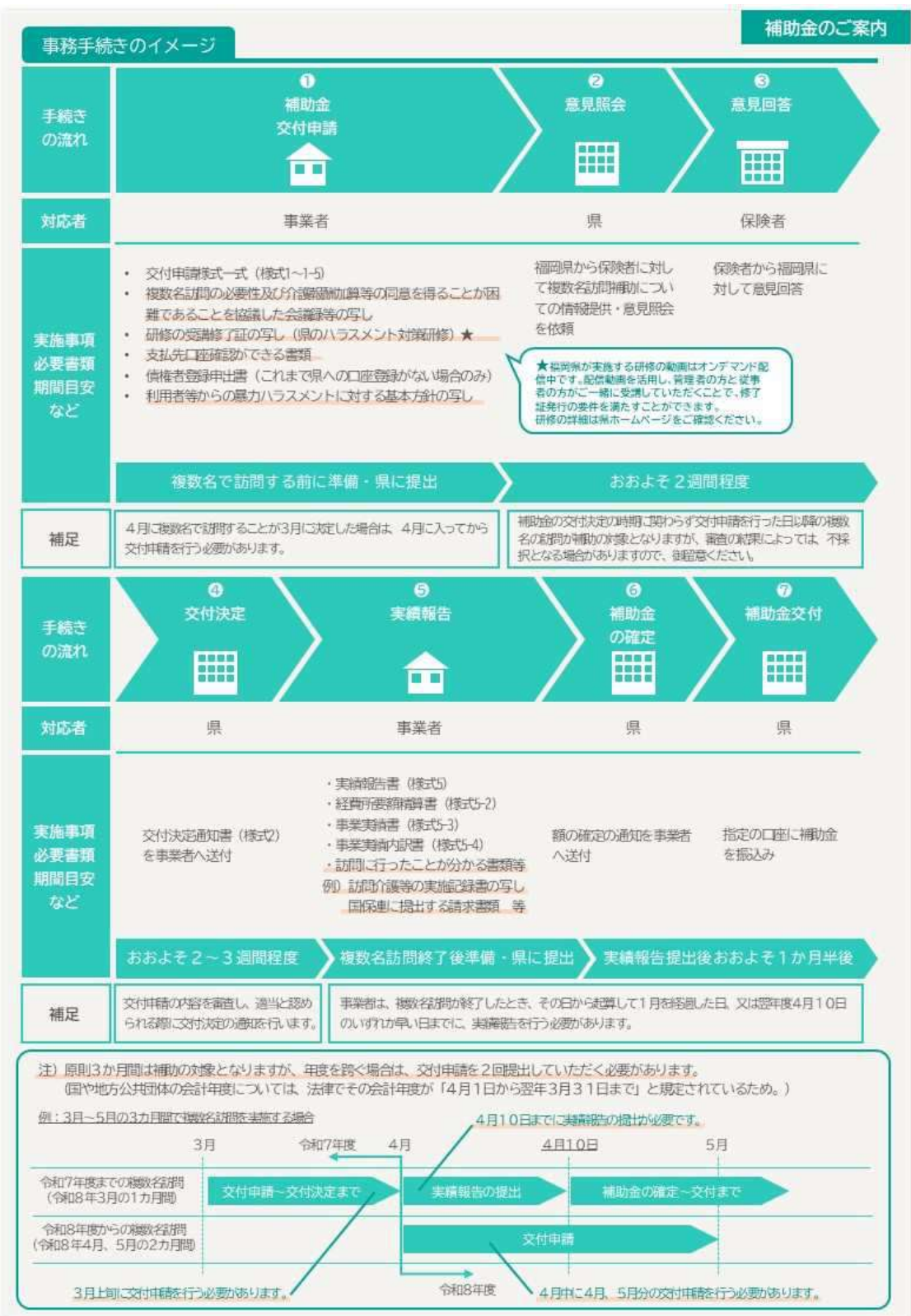
| 1 サービスの種類                  | 2 補助基準額    | 3 補助率    |
|----------------------------|------------|----------|
| 訪問看護                       | 30分未満      | 2,540円／回 |
|                            | 30分以上      | 4,020円／回 |
| 訪問看護<br>（看護補助者が同行する場合）     | 30分未満      | 2,010円／回 |
|                            | 30分以上      | 3,170円／回 |
| 介護予防訪問看護                   | 30分未満      | 2,540円／回 |
|                            | 30分以上      | 4,020円／回 |
| 介護予防訪問看護<br>（看護補助者が同行する場合） | 30分未満      | 2,010円／回 |
|                            | 30分以上      | 3,170円／回 |
| 訪問介護<br>（身体介護が中心である場合）     | 20分未満      | 1,630円／回 |
|                            | 20分以上30分未満 | 2,440円／回 |
| 訪問介護<br>（生活援助が中心である場合）     | 30分以上      | 3,870円／回 |
|                            | 45分未満      | 1,790円／回 |
| 訪問介護<br>（生活援助が中心である場合）     | 45分以上      | 2,200円／回 |
|                            | 45分以上      | 2,200円／回 |
| 夜間対応型訪問介護<br>（随時訪問サービス）    | —          | 1,970円／回 |

## その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。



担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室  
直通：092-643-3327  
担当：川中  
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



| 改正後（新）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前（旧）                            |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-----|--------------------------|----|-----------------------------|-----|-----------------------------------|-----|---------------------|----|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|-----|--------------------------|----|-----------------------------|-----|-----------------------------------|-----|---------------------|----|----------------------------|
| <div>4 1 ページ</div> <div><b>（４）研修会（管理者向け・従事者向け）</b></div> <div>暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得できる研修を実施しています。</div> <div>令和 6 年度研修</div> <table><tr><td>研修名</td><td>在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修</td></tr><tr><td>対象者</td><td>福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者</td></tr><tr><td>講師</td><td>関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏</td></tr></table> <div></div> <table><tr><td>研修名</td><td>在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例</td></tr><tr><td>対象者</td><td>福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者</td></tr><tr><td>講師</td><td>アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏</td></tr></table> <div>令和 7 年度研修</div> <div><u>詳細が決まり次第、御案内いたします。</u></div> | 研修名                               | 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修 | 対象者 | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者 | 講師 | 関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏 | 研修名 | 在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例 | 対象者 | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者 | 講師 | アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏 | <div>1 ～ 2 9 ページ （略）</div> <div><b>（４）研修会（管理者向け・従事者向け）</b></div> <div>暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得できる研修を実施しています。</div> <div>令和 6 年度研修</div> <table><tr><td>研修名</td><td>在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修</td></tr><tr><td>対象者</td><td>福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者</td></tr><tr><td>講師</td><td>関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏</td></tr></table> <div></div> <table><tr><td>研修名</td><td>在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例</td></tr><tr><td>対象者</td><td>福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者</td></tr><tr><td>講師</td><td>アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏</td></tr></table> | 研修名 | 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修 | 対象者 | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者 | 講師 | 関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏 | 研修名 | 在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例 | 対象者 | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者 | 講師 | アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏 |
| 研修名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修    |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者          |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 講師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏       |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 研修名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例 |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者               |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 講師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏        |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 研修名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修    |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者及び従事者          |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 講師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 関西医科大学看護学部・看護研究科 教授 三木 明子 氏       |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 研修名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例 |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 福岡県内の在宅医療・介護事業所 管理者               |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |
| 講師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏        |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                |     |                          |    |                             |     |                                   |     |                     |    |                            |

## 補助金の申請ステップ

STEP01

研修1（オンデマンドも可）及び研修2を受講し、従事者への研修を実施※1する。

STEP02

暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針を策定する。

STEP03

安全確保対策費用の補助※2

複数名訪問費用の補助※2

## 安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入（※）に関する経費を補助します。

※ 訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信（位置情報を共有）することができるサービスの導入に関する経費のことを指します。

※1 STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。

※2 ※3 各補助金の詳細は6月ごろ福岡県のホームページ等で案内する予定です。複数名訪問費用の補助については、対象となる事業所が限定されます。

## 複数名訪問費用の補助※3

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助します。

## 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律相談もできます。

【相談対象者】 ○県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方（管理者を含む。）  
○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方（同上）  
○県内行政機関の職員

【相談内容】 ○暴力・ハラスメントへの対応について  
○上記に付随する法的な相談について など



相談方法 ▶ 電話、メール  
受付時間 ▶ 平日9時～19時  
（土日祝、12/29～1/3を除く）

☎ 0120-111-309

WEBからもご相談いただけます。（QRコードから）  
※WEBからのご相談は24時間毎日受付

福岡県の取組は、福岡県庁ホームページに掲載しています。▶

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

## 補助金の申請ステップ

STEP01

研修1（オンデマンドも可）及び研修2を受講し、従事者への研修を実施※1する。

STEP02

暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針を策定する。

STEP03

安全確保対策費用の補助※2

複数名訪問費用の補助※2

## 安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入（※）に関する経費を補助します。

※ 訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信（位置情報を共有）することができるサービスの導入に関する経費のことを指します。

※1 STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。

※2 ※3 各補助金の詳細は6月ごろ福岡県のホームページ等で案内する予定です。複数名訪問費用の補助については、対象となる事業所が限定されます。

## 複数名訪問費用の補助※3

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助します。

## 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律相談もできます。

【相談対象者】 ○県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方（管理者を含む。）  
○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方（同上）  
○県内行政機関の職員

【相談内容】 ○暴力・ハラスメントへの対応について  
○上記に付随する法的な相談について など



相談方法 ▶ 電話、メール  
受付時間 ▶ 平日9時～19時  
（土日祝、12/29～1/3を除く）

☎ 0120-111-309

WEBからもご相談いただけます。（QRコードから）  
※WEBからのご相談は24時間毎日受付



福岡県の取組は、福岡県庁ホームページに掲載しています。▶

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

福岡県は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を強力に推進するために **在宅医療・介護現場** で働く人を守ります！



## 暴力・ハラスメント対策実施中



### 対策1

#### 「2つの補助金事業」実施中！

##### 補助金①

##### 複数名訪問費用の補助

利用者等からの暴力・ハラスメントの対策として実施する複数名訪問について、診療報酬又は介護報酬の加算制度があっても同意を得られないなどの理由により、当該加算が適用できない場合の補助。

訪問1回ごとに  
加算相当額の2分の1を補助

##### 補助金②

##### 安全確保対策費用の補助

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信できる機器の購入経費等の補助。

最大 13,000円補助

### 対策2

・対策1の補助金の申請には、この研修の受講が必要となります  
・受講修了証書を取得した事業所は、**県HPI**に公表しています

#### 「管理者向け研修」オンデマンドにて研修動画を配信中！

##### 研修①

「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」

##### 研修②

「在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメントに関する法的な基礎知識と事例」

視聴申込みは  
こちらから



### 対策3

★これってハラスメント？ ★家族から無理な要求をされる ★ハラスメントはどうすれば防げるの？ etc

相談はすべて  
**無料**です

#### 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」

☎ **0120-111-309**

相談センター担当：板井弁護士

平日 9:00～19:00  
(12/29～1/3除く)

WEBからは24時間OK！



法的な相談は  
お任せください！

！ 直接相談すると、相談料が発生します。



福岡県の取組の詳細は  
福岡県庁HPに掲載しています。



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

福岡県は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を強力に推進するために **在宅医療・介護現場** で働く人を守ります！



## 暴力・ハラスメント対策実施中



### 対策1

#### 「2つの補助金事業」実施中！

##### 補助金①

##### 複数名訪問費用の補助

利用者等からの暴力・ハラスメントの対策として実施する複数名訪問について、診療報酬又は介護報酬の加算制度があっても同意を得られないなどの理由により、当該加算が適用できない場合の補助。

訪問1回ごとに  
加算相当額の2分の1を補助

##### 補助金②

##### 安全確保対策費用の補助

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信できる機器の購入経費等の補助。

最大 13,000円補助

### 対策2

・対策1の補助金の申請には、この研修の受講が必要となります  
・受講修了証書を取得した事業所は、**県HPI**に公表しています

#### 「管理者向け研修」オンデマンドにて研修動画を配信中！

##### 研修①

「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修」

##### 研修②

「在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメントに関する法的な基礎知識と事例」

視聴申込みは  
こちらから



### 対策3

★これってハラスメント？ ★家族から無理な要求をされる ★ハラスメントはどうすれば防げるの？ etc

相談はすべて  
**無料**です

#### 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」

☎ **0120-111-309**

相談センター担当：板井弁護士

平日 9:00～19:00  
(12/29～1/3除く)

WEBからは24時間OK！



法的な相談は  
お任せください！

！ 直接相談すると、相談料が発生します。



福岡県の取組の詳細は  
福岡県庁HPに掲載しています。



福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索

| 改正後（新）                                                                                                                                                                                                             | 改正前（旧）                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div data-bbox="261 216 928 525"><p>2024年12月発行</p><p><u>2025年 4月改訂</u></p><p>福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課</p><p>〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号</p><p>電話：（在 宅 医 療 係）092-643-3275</p><p>（介護人材確保対策室）092-643-3327</p></div> | <div data-bbox="1507 216 2178 470"><p>2024年12月発行</p><p>福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課</p><p>〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号</p><p>電話：（在 宅 医 療 係）092-643-3275</p><p>（介護人材確保対策室）092-643-3327</p></div> |